

第 10 期中野区健康福祉審議会	2023/8/24	資料 4 - 1
第 5 回 地域福祉・成年後見部会		

## 中野区居住支援協議会について

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、「住宅セーフティネット法」に基づき、令和3年3月に中野区居住支援協議会が設立され、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅のオーナーに対する支援や情報提供が進められている。

### 1 目的

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者等）の民間賃貸住宅への入居の促進を図るとともに、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅のオーナーの双方に対し、行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、入居前から退去時まで切れ目ない支援を実施する。また、居住支援に関する情報を関係者間で共有するとともに、住宅部門、福祉部門が横断的に協議、検討することで、単体では解決できなかった課題を共同して解決することを目指す。

（設置根拠：住宅セーフティネット法第 51 条）

### 2 相談体制

住宅確保要配慮者が相談しやすい身近な相談窓口等において相談を受け付ける。相談を受ける中で入居にあたり必要となる支援（生活支援、入居支援）等を関係団体間で検討し、住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅等とマッチングを行う。

### 3 期待される効果

#### (1) 事業展開

不動産関係団体や居住支援団体等との連携により、住宅に関する事業展開の足がかりとなる。

#### (2) 福祉部門と住宅部門の連携

住宅部門（不動産）と福祉部門が緊密に連携することで、住宅確保要配慮者へのきめ細かな相談対応を行う。

#### (3) 相談する際の負担軽減

福祉や不動産の各種専門職が連携し横断的に対応することで、相談者の負担軽減につながる。

#### 4 構成団体

相談支援業務に関わりが深い団体を中心に構成されている。

##### <住宅部門>

- 公益社団法人(全日本不動産協会中野杉並支部、東京都宅地建物取引業協会第十ブロック(中野区))
- 居住支援法人
- 区:都市基盤部(住宅課)

##### <福祉部門>

- 中野区民生児童委員協議会   ○地域包括支援センター   ○障害者相談支援事業所
- 地域生活支援センターせせらぎ   ○社会福祉法人 中野区社会福祉協議会
- 区:子ども教育部(子育て支援課)
- 区:地域支えあい推進部(地域包括ケア推進課、地域活動推進課、すこやか福祉センター)
- 区:健康福祉部(生活援護課、障害福祉課)